

単身赴任先である旧警戒区域（居住制限区域）の社宅から避難した申立人について、

- ① 平成23年7月にいわき市所在の勤務先の寮に移転した時点をもって避難終了との東京電力の主張を排斥し、平成26年5月末までの避難慰謝料が賠償された事例。
- ② 福島市所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用(表土入替え、コンクリート舗装等)が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1. 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

（損害項目）

ア 精神的損害 3,000,000円

（期 間 自 平成23年12月1日
至 平成26年5月末日）

イ 除染費用（別紙記載のとおり） 274,050円

2. 和解金額

被申立人は、前項の損害項目に対する和解金として、申立人に対し、金3,274,050円の支払義務があることを認める。

3. 支払方法

（省略）

4. 除染費用に関して

（1） 除染費用を裏付ける領収書原本の授受

申立人は、被申立人に対し、第1項イ記載の損害項目（除染費用）に関する領収書の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

（2） 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1項イ記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

（3） 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1項イ記載の損害項目（除染費用）について、被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治

体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

5. 清算条項

- (1) 申立人と被申立人は、第1項イ記載の損害項目については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (2) 申立人と被申立人は、第1項ア記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

6. 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月20日

（別紙省略）

（仲介委員 鈴江辰男）